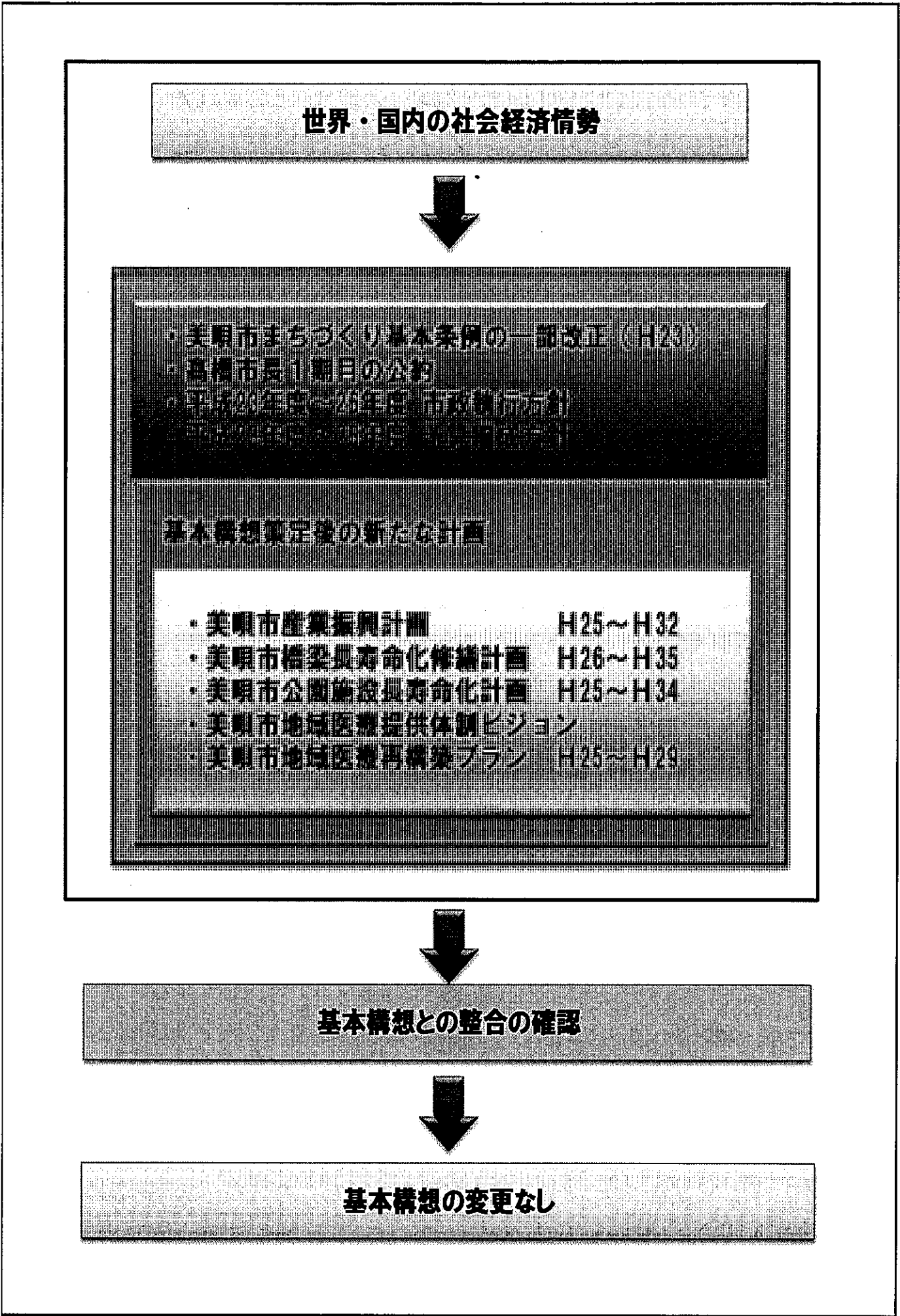


- 議 題 びばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）基本構想の見直しに関わる検討結果について
（現基本構想…H22.12月議決、構想期間 H23～H32）
- 1 基本構想の見直しの意思決定の手続き
企画課内会議→企画調整会議→政策会議決定→総合計画審議会→経営会議決定
6/5 6/11 7/16 8/8
- 2 基本構想の見直しの方法
- (1) H23～H26の世界、国内の社会経済情勢を確認する。
基本構想策定時点（H22）と、H23～26の社会（経済）情勢による本市を取り巻く環境の変化に基づく基本構想の変化を確認した。
- (2) “本市の憲法”である美唄市まちづくり基本条例がH23に一部改正したことによる影響を確認した。
- (3) 第1期市長公約（市長公約行程表）の進捗を確認した。
- (4) H23～H26の市政執行方針及び予算編成方針が、現基本構想・前期基本計画の考え方や施策（事業）と整合されているか確認した。
- (5) H23～26の間に策定された各分野の中間計画・個別計画は、現基本構想と整合されているか確認した。

※以上、(1)～(5)の項目に基づき、別紙のとおり「見直し検討」を行った結果、

「びばい未来交響プラン基本構想は変更しない」(案)としました。

- 3 その他（参考）
- (1) 平成23年以降に基本構想を策定している他市町の基本構想の変更状況



びばい未来交響プラン（第6期美唄市総合計画）基本構想 について （見直し検討を行った結果、基本構想は変更しないこととしました。）

I 美唄市の都市像

1 都市像

現基本構想

食・農・アートが響き合う 緑のまち 美唄

美唄市は、美唄市まちづくり基本条例に定める「人権の尊重」「平和の希求」「自然との共生」の3つをまちづくりの理念として、「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」の3つの基本原則に基づき、知恵と活力を最大限に発揮し、市民が生き生きと暮らせる魅力あふれるまちを目指します。

将来のまちづくりに向けては、特に、環境への配慮が強く求められています。

私たち市民は、まちづくりの中で、緑あふれる景観を育て、農業を中心とした環境を重視した産業を広げ、文化や芸術を愛し、地球にやさしく、人にもやさしくすることが大切です。

そのため、美唄の「食」「農」「アート」の魅力を相互に結びつけながら、景観、産業、市民のこころに、それぞれ「緑」を育てる「緑のまち」をイメージとしてまちづくりを進めます。

美唄の未来は、私たち市民の意欲と行動によってつくられます。年齢や性別、障がいの有無などにとらわれることなく、多様な個性を尊重し合い、市民一人ひとりが美唄の魅力を奏で、美唄らしい新たな魅力と活力が響き合うまちを実現します。

「緑のまち」のイメージ



基本構想策定後の動き

総合計画とまちづくり基本条例との関連性

美唄市まちづくり基本条例

第24条 総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想とこれを具体化するための基本計画(以下これらを「総合計画」といいます。)は、この条例の目的及び趣旨に則して策定します。

2 執行機関は、総合計画について、評価に基づいた進捗管理を行い、結果を公表するものとします。

美唄市まちづくり基本条例一部改正新旧対照表(H23.4定議会提案)

(新)	(旧)
第8章 参画・協働 (安全・安心の確保) 第33条 わたしたち市民は、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体、財産及び安全な暮らしを守るため、適切な防衛策をとるよう努めます。 3 執行機関は、市民の生命、身体、財産及び安全な暮らしを守るため、危機管理体制の充実、強化に努めるとともに、市民やコミュニティの自主的な活動を支援し、関係機関、市民との連携、協力を努めます。	第8章 参画・協働 (安全・安心の確保) 第33条 わたしたち市民は、災害に対する準備を行うなど、自らの生命、身体、___安全な暮らしを守るため、適切な防衛策をとるよう努めます。 3 執行機関は、市民の生命、身体、___及び安全な暮らしを守るため、緊急時に、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、市民やコミュニティの自主的な活動を支援し、関係機関、市民との連携、協力を努めます。

「地域防災計画及び水防計画」の改正概要

(趣旨)東日本大震災以降、最大クラスの地震を想定し、被害を最小化する「減災」の考え方を基本として防災対策が必要となっていることや、最近の集中豪雨・豪雪等、市民生活に多大な影響を及ぼす自然災害の発生状況から、北海道防災計画の修正を踏まえ、美唄市地域防災計画及び美唄市水防計画をの更新しを実施する。

平成23年～平成26年の社会（経済）情勢について

世界情勢

H23 欧州（ギリシャ他）の経済危機が深刻化

H24 ロンドンオリンピック開催

H26 ソチオリンピック開催

国内情勢

H23 東日本大震災・福島原発事故発生
TPP交渉参加表明

H24 衆議院で自民圧勝、政権復帰

H25 共通番号制度成立、施行は平成28年

H26 消費税8%

2 財政健全下の成長戦略

都市像の実現に向けては、財政健全化の取組みを着実に進めつつ、まちの魅力を高め、成長を図る上で、次の3つの戦略を掲げ、まちづくりに取り組みます。

(1) にぎわいづくり ～ 地域資源の活用

美唄の魅力は、多くの渡り鳥をはじめとするたくさんの生命が育まれる豊かな自然やうるおいのある農村景観に加え、美しい環境づくりを目指す市民の様々な活動に支えられています。

これまで築き上げた多くの地域資源の強みを伸ばすとともに、生命の源となる「食」や「農」と、生命をきらめかせる「アート」を中心として、それぞれを有効に結びつけ、産業や文化の振興、にぎわいの創出、多様な交流などにつなげることで、躍動感のあるまちをつくり出します。

(2) うるおいづくり ～ 地域資源の創出

私たちのまち美唄は、多くの市民の手によって魅力を加え、その魅力を幾重にも積み重ねてきました。

私たちは、このようなまちの魅力をさらに磨き上げるとともに、新たな地域資源をつくり出すため、緑あふれる美しい景観づくり、環境を大切にする資源循環のしくみづくり、農業や環境に貢献する雇用の創出、歴史や文化、芸術をいつでも学べる環境づくりなどを進め、将来にわたって、うるおいとこころの充足を実感できるまちを目指します。

(3) 人づくり ～ 「人財」の育成

私たちは、先人から受け継いだ美唄らしさを世代を超えて継承し、暮らしやすさやまちの活力を向上させていくために、まちづくりを担う人づくりを大切にします。とりわけ子どもたちは、美唄らしさを将来に伝え、未来をつくる「人財」となることから、子どもたちが健やかでこころ豊かに育つことができる環境をつくり出します。

また、柔軟性と新しい発想に基づく自主的で自発的な一人ひとりの活動を大切に、みんなの力を合わせて、地域の課題を解決する「地域力」を高めます。

現基本構想

基本構想策定後の動き

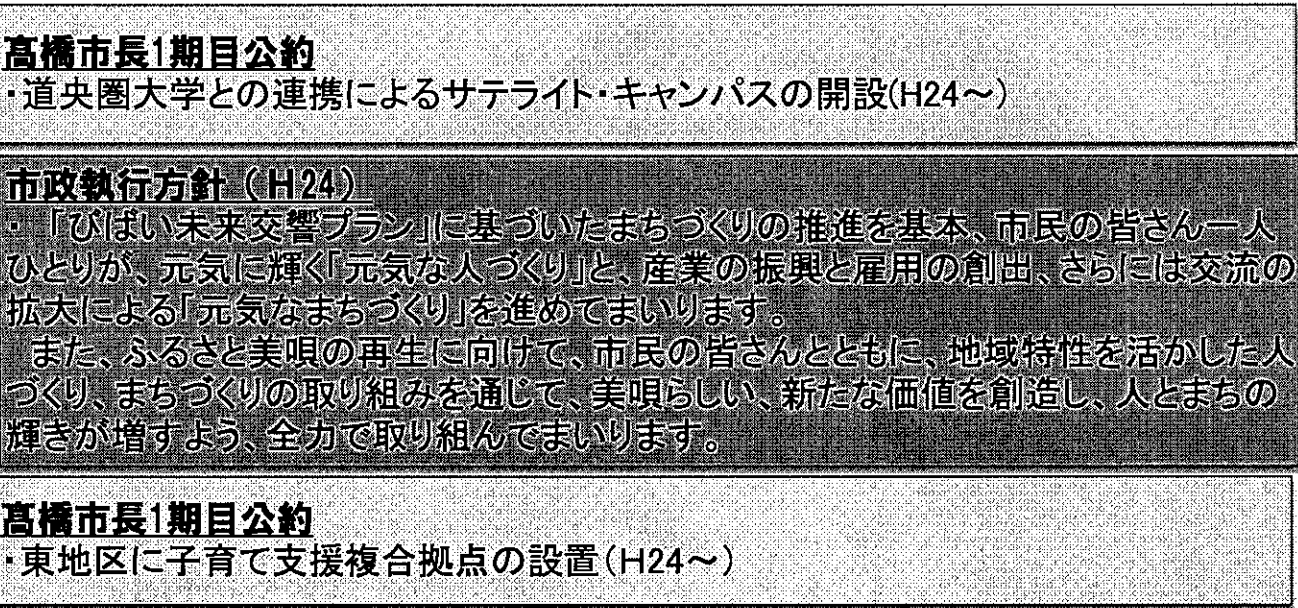
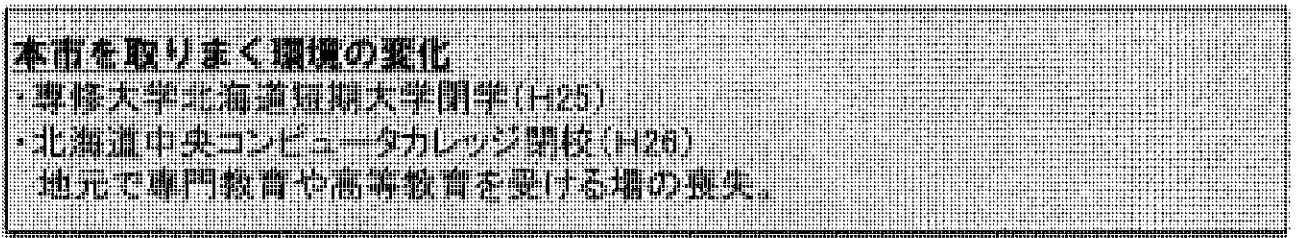
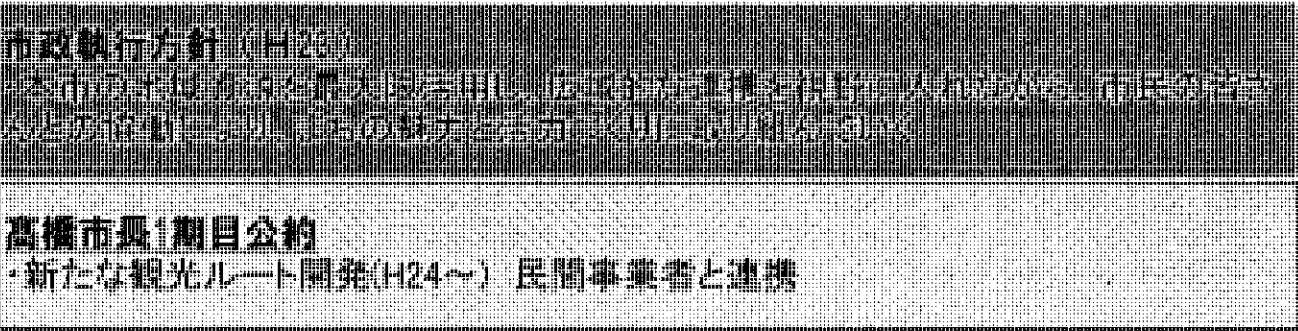
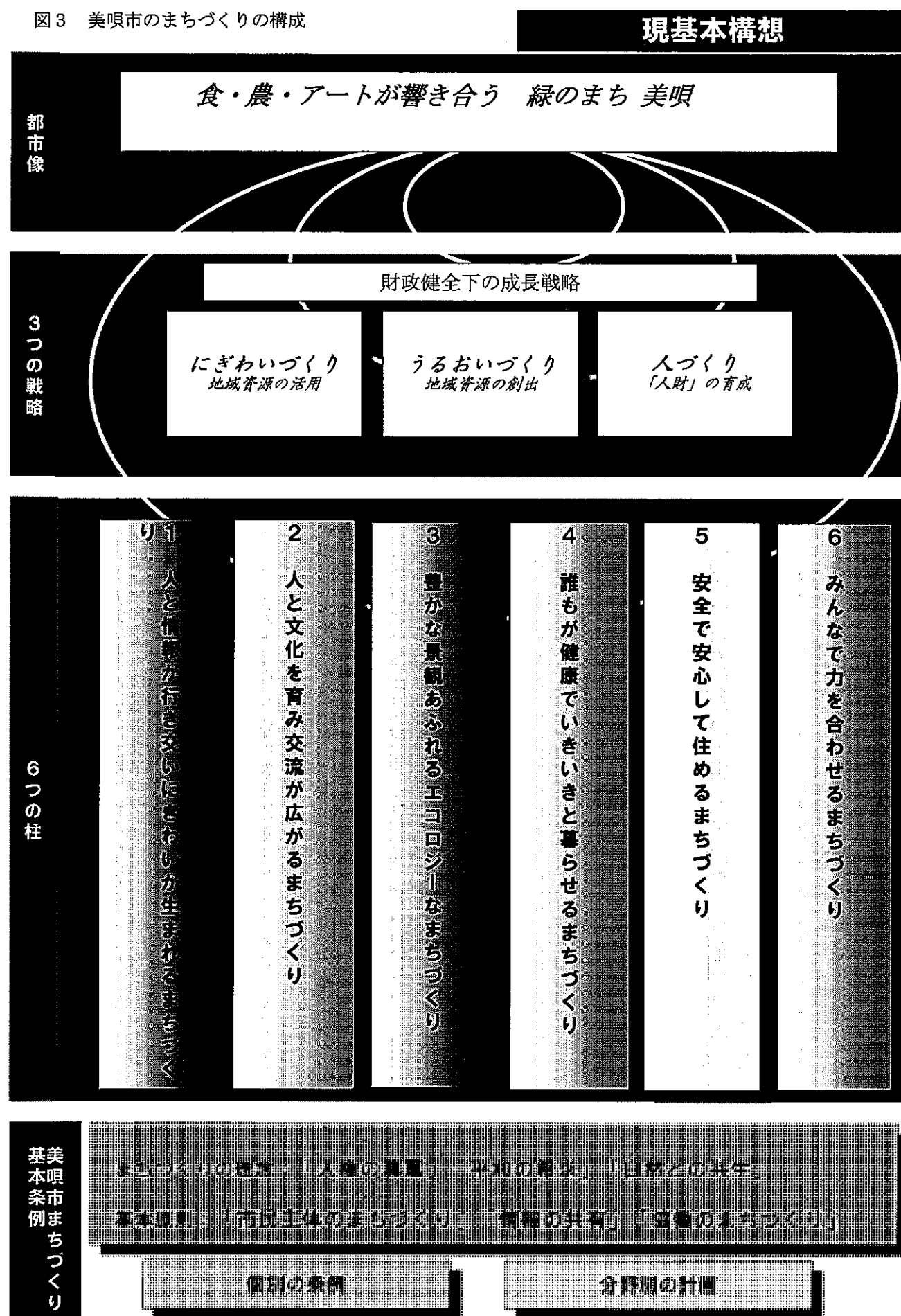


図3 美唄市のまちづくりの構成



基本構想策定後の動き

Ⅱ 都市像を実現するための6つの柱

現基本構想

基本構想策定後の動き

1 人と情報が行き交いにぎわいが生まれるまちづくり

美唄が活気にあふれたまちであるためには、産業が活性化し、人々が向上心とやる気に満ちて、人も情報も交流が進むことが重要です。
そのため、次の項目に重点的に取り組みます。

<重点項目>

○農商工連携や異業種交流を進める場の確保

「食」のブランド力を築くため、農業と食品加工など他の業種との連携強化や、これらの産業を核とした観光・文化などの分野との連携・複合化、一層の販路拡大を図り、豊かな食生活と健康づくりを支える総合的な食産業の創造を目指します。

そのため、美唄の特色、魅力を活かし、産学官の連携や産業間・異業種間の交流を促進し、情報や知識の共有化を図ることにより、新たな付加価値を生み出すなど、新産業の創出や産業活動の活性化を図ります。

○農業経営の強化と新規就農者の支援・担い手の育成・確保

農業においては、消費者に信頼され、喜ばれる農産物を提供するとともに、地産地消や都市生活者・消費者との交流を進めます。

また、農業に意欲を持つ新しい担い手を育て、農業生産の質的・量的維持と向上を目指し、農業経営の強化と安定を図ります。

○環境分野を生かした産業づくり

今後、重要となる環境分野に関して、大学、試験研究機関、企業などのネットワークにより産業集積を進め、新たな価値を生み出し競争力のある地域クラスターへと育成することにより、美唄らしい環境関連産業づくりを目指します。

○中心市街地の活性化

中心市街地において、誰もが利用しやすい商業環境の向上を図るとともに、医療や福祉、子育て支援、高齢者等の移動の円滑化など関連する施策と連携させながら、高齢者等が安心して入居できる住宅の供給やにぎわいづくりを進めます。

○地域資源の連携と人を呼び込む魅力づくりによる交流の推進

豊かな農林資源や美しい自然環境、様々な人的資源、広域交通網などを活かし、特産品やイベント等により、まちの魅力を磨き上げ、その情報を積極的に発信して、交流活動の拡大を図ります。

○公共交通の充実

過疎化や高齢化に伴い、日常生活で必要な移動手段の確保が課題となってくるため、公共交通機関の利用を促進する条件整備に努めるなど、市内交通の円滑化を図るとともに、新たな公共交通の構築を目指します。

高橋市長1期目公約

・経営会議の設置(H24～)

高橋市長1期目公約

・きめ細かな情報収集・情報交換(H25～ 国に及び道のからの政策等に関する情報、地域の動きにや課題等に関する情報などを集約・共有化を図る。)
・地域の課題や活動に関する情報管理の一元化(報連相シートの導入H25～)
・市民サービスの向上を図るための総合相談窓口設置(H24～)

高橋市長1期目公約

・農産物の高付加価値化(H24～)
・特産品の開発・販路拡大による雇用創出(H24～)
・農産物・特産品の販売のネットワーク化(H24～)

高橋市長1期目公約

・地域経済円卓の設置(H24～)

高橋市長1期目公約

・雪氷エネルギーを活用した食力備蓄構想の推進(H25～)

高橋市長1期目公約

・道営基盤整備事業の計画的推進
・国営基盤整備事業の計画的推進
・TPP・EPA反対(H23 美唄市TPP協定対策連絡会議設置)

市政の取組

美唄市は、人口減少と高齢化が進む中、持続可能なまちづくりを実現するため、市民の生活の質を向上させることを目指しています。そのためには、地域資源を生かした産業の創出や、中心市街地の活性化、公共交通の充実など、様々な施策に取り組んでいます。また、市民サービスの向上を図るため、総合相談窓口を設置し、市民の悩みや課題を迅速に対応してまいります。

現基本構想

2 人と文化を育み交流が広がるまちづくり

美唄を活性化させるためには、自然や農産物、文化、スポーツなど、美唄が持っている個性的な文化（資源）を伸ばし、それらを活用して美唄に来る人を増やすことが重要です。

そのため、次の項目に重点的に取り組みます。

<重点項目>

○地域と学校が一体となった教育環境づくりと学力の向上

小・中・高等学校などの学校相互の連携・協力を図り、子どもの能力や個性に応じた教育を進めるとともに、家庭、学校、地域社会が一体となって、規範意識や基本的な倫理観、自律心、たくましく生きる力などを育みます。

社会で生きる実践的な力を育成するため、学校教育においては、創意ある教育課程の編成・実施など、一人ひとりに応じたきめ細かな学習指導の充実を図りながら、学ぶ意欲を高め、学習習慣を身に付けさせ、主体的に学び考え行動する確かな学力の向上を図ります。

○芸術・文化に触れる機会の確保と各種団体間の連携

美唄らしい個性的な文化を創造し発信するため、豊かな自然や歴史に育まれた生活文化など、地域の特性を生かして、多様な創作活動の場づくりを進めます。

音楽や陶芸など市民の文化活動や芸術鑑賞などの機会の充実を図るとともに、文化活動を支える人材を育成し、学びから人が出会い、つながるよう、各種サークルや団体間の連携を進めます。

また、市民共有の財産である歴史や個性的な地域文化を次代へ継承するため、地域の伝統や生活文化への理解を深める学習を進めます。

○働きながらも、子育てしながらでも、みんなが学び、参加できる環境づくり

いつでも、どこでも、生涯を通じて学ぶことができるよう、多様な学習機会を提供するとともに、情報通信技術を活用し、学んだ成果を地域づくりなどに生かすことのできる環境の整備や、学習情報のネットワーク化、学習相談の充実を図るなど生涯学習推進体制の整備を進めます。

また、生涯を通じてスポーツに親しみ、健康的に暮らすことができるよう、身近なところで気軽にスポーツを楽しめる機会を充実します。

男女共同参画を進めるため、男女の役割に関する固定的な意識を変革し、仕事と家庭生活の両立の支援や、就労の場における男女平等の確保、方針や政策決定過程への女性の参画の拡大などを図ります。

基本構想策定後の動き

高橋市長1期目公約

- ・家庭・学校・地域の連携強化(学校支援地域本部事業)
- ・学力の向上、体力の向上の推進(学力向上プロジェクト)

高橋市長1期目公約

- ・文化・スポーツの振興
- 指定管理者が独自に開催する教室が盛んになる。

現基本構想

3 豊かな景観あふれるエコロジーなまちづくり

魅力あふれる美唄であり続けるためには、豊かな自然に気づき、愛着をもって、観光資源として活用するとともに、この自然や景観を将来に残すためにエコロジーな（環境に配慮した）生活を実践することが重要です。
そのため、次の項目に重点的に取り組みます。

<重点項目>

○美しい景観づくり

これまで気づかなかった美唄らしい景観を再認識し、植樹などのボランティア活動により生み出される新たな景観など、愛着と魅力ある地域資源について、情報発信を活発に行い、新たなネットワークや交流の可能性をつくり出します。
また、身近な自然など快適な環境を保全し創造するため、市街地において道路の緑化や公園の整備など、緑の環境づくりや、多様な生物を育む河川、湿地、湖沼などの環境保全の取組を進めます。

○将来の環境を守る

本市の豊かな自然環境を守り、共生しながら、次の世代へ継承するとともに、社会経済活動に伴う環境への影響を最小限にとどめるため、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から、地球にやさしい、美しいまちづくりを進めます。
また、ごみの発生と排出の抑制や再使用・再利用、適正処理を行い、自然エネルギーの活用や省エネルギーの推進などとともに、資源循環型のまちを目指します。

○ごみを減らすための情報発信

環境保全意識をもち、主体的に行動できる人づくりを進めるため、情報提供や普及啓発、環境教育を充実させるとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄から、廃棄物などの発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）・リサイクル（Recycle）の3Rに配慮した生活様式や事業活動への転換を促進します。

基本構想策定後の動き

高橋市長1期目公約
・循環型社会の整備（ごみ処理対策等）
可燃ゴミの広域処理、生ゴミの堆肥化

現基本構想

4 誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり

子どもからお年寄りまですべての市民が健康でいきいきと暮らせる美唄であるためには、医療や介護の体制が確保されていること、高齢者や障がい者が活動できる環境があること、そして、健康に暮らすための情報が行き渡っていることが重要です。

そのため、次の項目に重点的に取り組みます。

<重点項目>

○健康管理のための情報提供と機会の確保

誰もが健康でこころ豊かな生活を送ることができるよう、食生活の改善や食育、運動習慣の定着など市民の健康づくりを進めます。

市民が自ら健康管理に関心をもち、生活習慣病の予防や、病気の早期発見・早期治療ができるように、健康診断や保健指導などを受けやすい体制づくりを進めるとともに、健康上の悩みなどについての相談体制を充実します。

こころの健康に関する相談・支援の充実を図り、国等と連携した自殺予防に関する普及啓発や研修を実施するなど、こころの健康づくりを進めます。

○安心できる救急医療の確保

休日・夜間における救急医療の確保を含め、比較的軽症な救急患者に対応する初期救急医療、入院を要する救急患者に対応する二次救急医療、重症・重篤な救急患者に対応する三次救急医療の体系的な連携とともに、救急搬送体制の整備を進めます。

○必要な医療にかかる医師、医療スタッフの確保

医師が都市部に偏在する状況の中で、地域医療を担う医師の養成と確保を推進するため、国や道との連携と協力を要請していきます。

医療従事者については、研修などを通じて、医療の質の向上を図ります。

また、医療連携や各医療機関の機能を市民に分かりやすく公表するなど、患者等が医療に関する情報を十分に得られ、適切な医療を選択できる環境づくりを進めます。

○介護を要する人と支える人への支援の強化

要介護状態の発生や悪化を防止するとともに、介護が必要になっても住み慣れた地域において在宅で暮らすことができるよう、介護サービスの充実などに取り組みます。

また、質の高いサービスを継続して提供することができるよう、介護を支える介護サービス従事者の育成と支援を図ります。

○高齢者・障がい者が住みよく、いきいきと活動できる環境づくり

医療、保健、福祉、介護の機能分担・連携により、高齢者等に対して適切なサービスを提供する地域ケア体制を構築します。

障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、生活に関する相談支援体制を構築します。

居宅介護や共同生活援助（グループホーム）、地域活動支援センターなど地域生活に必要なサービス提供基盤の充実を図ります。

基本構想策定後の動き

高橋市長1期目公約

・地域医療の確立(H24～)
地域医療提供体制ビジョン、アクションプランの策定

高橋市長1期目公約

・生きがいや健康づくり運動の推進
貯筋体操の新たなグループの立ち上げ

市政10周年計画(H23)

地域医療のあり方全般について検討する。

5 安全で安心して住めるまちづくり

現基本構想

美唄が安全で安心して住み続けられるまちであるためには、働く場があること、子どもを産み、育てられる環境があること、地域の人々の交流があり、支え合う体制がとれていること、そして、生活する場が安全であることが重要です。

そのため、次の項目に重点的に取り組みます。

<重点項目>

○世代間交流と地域連携により支え合う環境づくり

地域の新たな課題に対しては、多様な主体が連携・協働して課題に対応する環境づくりを行い、新たな視点に立った地域づくりを進めます。

そのため、地域の中での世代間の交流の機会を増やすとともに、地域間の連携による住民同士の支えあいのしくみづくりにも取り組みます。

冬の暮らしを安心して過ごすことができるよう、除排雪における関係機関の連携の強化や住民の協力体制づくりとともに、冬期間に複数世帯が一か所に集まって住む冬期集住などの居住環境整備の検討を進めます。

○近所同士の防犯体制

犯罪のない地域社会をつくるため、住民の防犯意識の高揚や自主防犯活動を促進するほか、見守りや声かけ、パトロールの実施など、防犯活動の充実により、地域の安全を守る活動を広げていきます。

また、交通事故のない社会を目指し、高齢者の事故防止、スピードダウンによる安全運転、シートベルトの着用、飲酒運転の追放など、交通安全思想を普及、徹底します。

○防災・防犯・消費者被害防止に関する情報発信

地震、風水害、土砂災害、雪害などの自然災害や事故災害による被害を防止・軽減するため、関係機関との連携、防災訓練の実施などにより、総合的な防災体制を強化し、危機管理体制を充実します。

また、市民一人ひとりへの防災意識の浸透と自主防災組織の活動の促進などにより、地域コミュニティの防災力の向上を図るとともに、冬の災害に強いまちづくりを進めるため、防災体制の整備や耐震性に優れた施設の整備を促進します。

消費者被害の発生を防止するため、関係団体によるネットワークを活用し、必要な情報の充実とそのための体制づくりを進めます。

○耐震化の推進

住宅や建築物の耐震改修の促進や緊急時の公共施設の機能の維持、まちの防災機能の向上など、災害に強い都市基盤の整備を進めます。

○雇用の場の確保と働きやすい環境づくり

地域における新たな雇用の受け皿を創出するため、新規創業や中小企業の経営革新等による新事業展開、食品産業や情報通信関連産業など、地域の特性を生かした企業立地などを促進します。

また、幅広い階層を対象に知識・技能の習得機会を提供するなど、求められる人材とニーズを的確に把握した就業支援を進めます。

○安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり

まちの未来を担う子どもたちが健やかに育つことができるよう、子育てや子育てがしやすい、やさしい地域づくりと働きながら子育てできる仕事と生活が調和した環境づくりに取り組みます。

基本構想策定後の動き

・東日本大震災（H23）
・観測至上最高となる降雪量14メートル61センチメートルを記録（H24）



高橋市長1期目公約
・危機管理に関する専門部署の設置（H24～）



美唄市空き家等の適正管理に関する条例の制定（H26）

6 みんなで力を合わせるまちづくり

現基本構想

効率的な行財政運営の確立に向け、限りある経営資源を必要な分野や事業に最適配分するとともに、経営資源をさらに拡大していくことが求められています。

そのため、まちづくり全体をひとつの経営活動としてとらえ、投資に対する成果を最大限に得ることができるよう、私たち市民と市と一緒に考え、実行する協働のまちづくりを進めていきます。

<重点項目>

○協働のしくみづくり

地域の課題を解決するシステムの形成に向け、地域の住民自らが主体的に地域づくりに取り組む意欲を喚起し、福祉、教育、環境など様々な分野で、住民と市が連携・協働していくためのしくみづくりを進めます。

○新しい公共の創出

防災・防犯活動や高齢者世帯の見守りなど、地域の様々な課題の解決に向け、市をはじめ市民や企業、NPO、町内会などの多様な主体が協働して、公と民の中間的な領域にその活動範囲を広げ、地域住民の生活を支え、地域活動を維持していくという「新しい公共」の考え方に基づいた地域づくりを進めます。

○地域主権の土台づくり

地域主権の進展により、市町村は、住民に最も身近な総合的行政主体として位置づけられ、高度化、多様化していく住民ニーズに対応していくことが求められており、また、人口減少や高齢化が進行する中で、今後とも必要な行政サービスを提供し続けていくためにも、市の体制整備を図る必要があります。

そのため、広域的な課題に対して道や近隣自治体との連携を図るとともに、効率的で機動的な行政組織の確立や人材の育成、行財政基盤の強化などにより、地域主権に対応可能な足腰の強い市役所づくりを進めていきます。

基本構想策定後の動き

市政執行方針（H25）
市民の皆さんとの信頼関係を築き、情報や問題意識を共有し、正面から向き合いながら、一緒に取り組んでいく。
ふるさと美唄の再生のため、新しい発想力と機敏な行動力をもって、市民の皆さんとの連携・協働によるまちづくりを全力で進めてまいります。
地域経済の活性化、自然や生活などの環境の整備、安全・安心のまちづくり、まちづくりを担う人づくりを重点とし、食や文化・芸術施設、自然環境など、美唄ならではの地域資源を最大限に活用。

市政執行方針（H26）
市民の皆さんとの信頼関係を築き、情報や問題意識を共有し、正面から向き合いながら、一緒に取り組んでいく。
ふるさと美唄の再生のため、新しい発想力と機敏な行動力をもって、市民の皆さんとの連携・協働によるまちづくりを全力で進めてまいります。
地域経済の活性化、自然や生活などの環境の整備、安全・安心のまちづくり、まちづくりを担う人づくりを重点とし、食や文化・芸術施設、自然環境など、美唄ならではの地域資源を最大限に活用。

高橋市長1期目公約
・自然環境の保全（宮島沼）

III 土地利用

土地は、市民の生活と生産活動の基盤として、活力とうるおいをもたらす貴重な資源であり、現在及び将来にわたる私たち市民の限られた資源です。

美唄市は、緑豊かな自然環境に恵まれた広大な市域を有しています。

美唄市の個性的な風土と魅力を生み出す源泉となっている土地については、長期的・広域的視点に立って、地域の自然環境、生活環境などに配慮しながら、まちづくりの基本的な考え方に基づき、以下の3つの基本方針に沿って、総合的かつ計画的な土地利用の促進に努めます。

- 1 優れた自然環境の保護、保全と秩序ある土地利用
- 2 産業の活力を生み出す土地利用
- 3 快適でゆとりある居住環境を創出する土地利用

空知管内の10市の総合計画の策定状況及び基本構想の変更の有無

市 名	計画の名称	計画期間	後期計画 開始時期	条例の 位置づけ	基本構想の 変更有無	備 考
美唄市	第6期美唄市総合計画 びばい未来交響プラン	23 ～ 32	28～	条例無	変更しない予定	まちづくり基本条例で 総合計画の策定を規定
岩見沢市	新岩見沢総合計画	20 ～ 29	25～	条例無	変更なし	
三笠市	第8次三笠市総合計画	24 ～ 33	29～	規則で定 めている	変更なし	
夕張市	第4次夕張市総合計画	17 ～ 26	22～	条例無	平成19年度に財 政再建団体になっ た時に見直し	今後、総合計画は策 定しないが、第4次を 見直していく
砂川市	砂川市第6期総合計画	23 ～ 32	28～	条例無	変更なし	
滝川市	滝川市総合計画	24 ～ 33	29～	条例無	変更なし	特別委員会での報告
深川市	第5次深川市総合計画	24 ～ 33	29～	条例無	変更なし	
赤平市	第5次赤平市総合計画	21 ～ 30	26～	条例無	変更なし	
歌志内市	第5次歌志内市基本構 想	18 ～ 27	23～	条例無 (今後協 議予定)	変更なし	
芦別市	第5次芦別市総合計画	22 ～ 31	27～	規程で議 決を定め ている	変更なし	

23.5.2地自法第2条第4項の規定が削除(基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなった。
23.5.2総務大臣通知で地自法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であることの通知あり。

引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。



基本構想の策定は、基本計画とともに「まちづくり基本条例」で策定することを規定している。
「議会の議決を経て策定することは可能」である。
基本構想と総合計画について議決事項として条例化するか否かは、市の判断。

●基本構想について、条例において議会の議決を要することの規定をしない理由
→上位法(地自法)が改正された際の23.5.2総務大臣通知の「個々の市町村が、その自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であること。」と
していることから、議会の議決に付すべき事項として、条例化は行わないものと解釈しているところ。
なお、現在の条例で「議会の議決に付すべき…」を規定しているのは、「重要な公の施設の利用又は
廃止に関する条例」及び「契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の2つ。

○基本構想の変更を行う場合の手続き

- ①基本構想の策定・変更に関わる市議会の議決を要することを規定した条例の制定
- ②基本構想の変更の議決